

A decorative illustration in the top right corner featuring a green vine with leaves and a small green bird perched on it. A rainbow is visible in the background.

名古屋市の 環境アセスメント制度

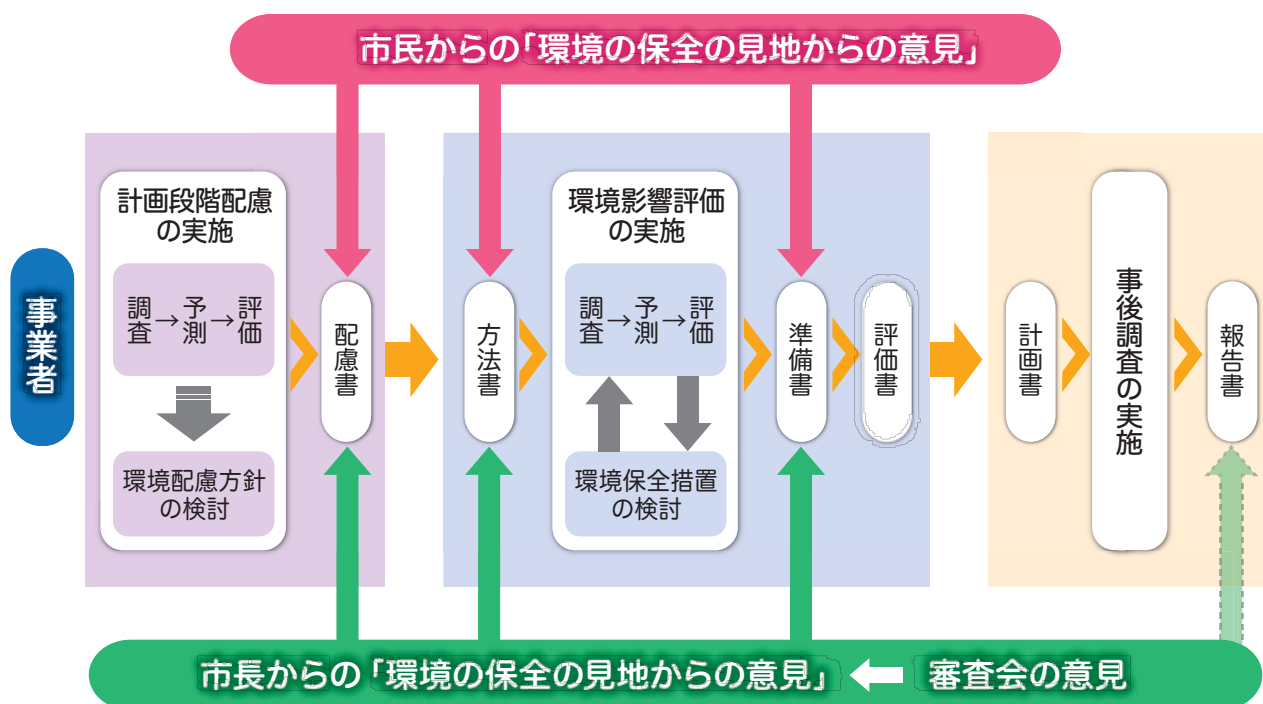


名古屋市

環境アセスメント制度とは

環境アセスメント（環境影響評価）制度とは、道路や鉄道の建設、大きな建物を建てる事業などを行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測及び評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政からの意見を事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていくことを目的とした仕組みです。

名古屋市では、昭和 54 年 2 月に「名古屋市環境影響評価指導要綱」、平成 10 年 12 月に「名古屋市環境影響評価条例」を制定し、大規模な事業の実施による環境の悪化の未然防止に努めています。



名古屋市の環境アセスメント制度の経緯

年 月	主な事項
昭和 54 年 2 月	「名古屋市環境影響評価指導要綱」制定
昭和 59 年 8 月	「環境影響評価の実施について」閣議決定
平成 5 年 11 月	「環境基本法」制定
平成 8 年 3 月	「名古屋市環境基本条例」制定
平成 9 年 6 月	「環境影響評価法」制定 (完全施行：平成 11 年 6 月)
平成 10 年 12 月	「名古屋市環境影響評価条例」制定 (完全施行：平成 11 年 6 月)
平成 23 年 4 月	「環境影響評価法」一部改正 (完全施行：平成 25 年 4 月)
平成 24 年 10 月	「名古屋市環境影響評価条例」一部改正 (完全施行：平成 25 年 4 月)

対象事業一覧

名古屋市環境影響評価条例（市条例）と環境影響評価法（法）では、対象となる事業の種類及び規模が異なります。市条例と法の双方に該当する事業については、原則として、法に基づく手続が行われます。

対象事業の種類	市条例	法
① 道路の建設 ・高速自動車国道 ・指定都市高速道路 ・一般国道 ・その他の道路	すべて すべて 4車線以上かつ1km以上 4車線以上かつ1km以上	すべて 4車線以上 4車線以上10(7.5)km以上 ――
② 鉄道又は軌道の建設 ・新幹線鉄道 ・その他の鉄道、軌道	すべて すべて	すべて 10(7.5)km以上
③ 発電所の建設	出力5万kW以上	15(11.25)万kW以上 [火力発電所]
④ 工場又は事業場の建設	排出ガス量4万Nm ³ /h以上 又は特定排水7,500m ³ /日以上	――
⑤ 下水道終末処理場の建設	すべて	――
⑥ 廃棄物処理施設の建設 ・廃棄物最終処分場 ・ごみ焼却等施設 ・産業廃棄物焼却施設	面積3ha以上かつ 埋立容積15万m ³ 以上 処理能力150t/日以上 処理能力150t/日以上	面積30(25)ha以上 ―― ――
⑦ 公有水面の埋立て	面積10ha以上	面積50ha超(40ha以上) [埋立・干拓]
⑧ 住宅団地の建設	戸数1,000戸以上	造成面積100(75)ha以上
⑨ 大規模建築物の建築	高さ100m以上かつ 延べ面積5万m ² 以上 (特定地域内:高さ180m以上かつ 延べ面積15万m ² 以上)	――
⑩ レクリエーション施設の建設	面積10ha以上	――
⑪ 工業団地の造成	面積3ha以上	面積100(75)ha以上
⑫ 流通業務団地の造成	面積10ha以上	面積100(75)ha以上
⑬ 土地区画整理事業	面積50ha以上	面積100(75)ha以上
⑭ 開発行為に係る事業 (前各号に掲げるものを除く。)	面積10ha以上	――

注1 この表は、市条例と法の対象事業を要約したものです。

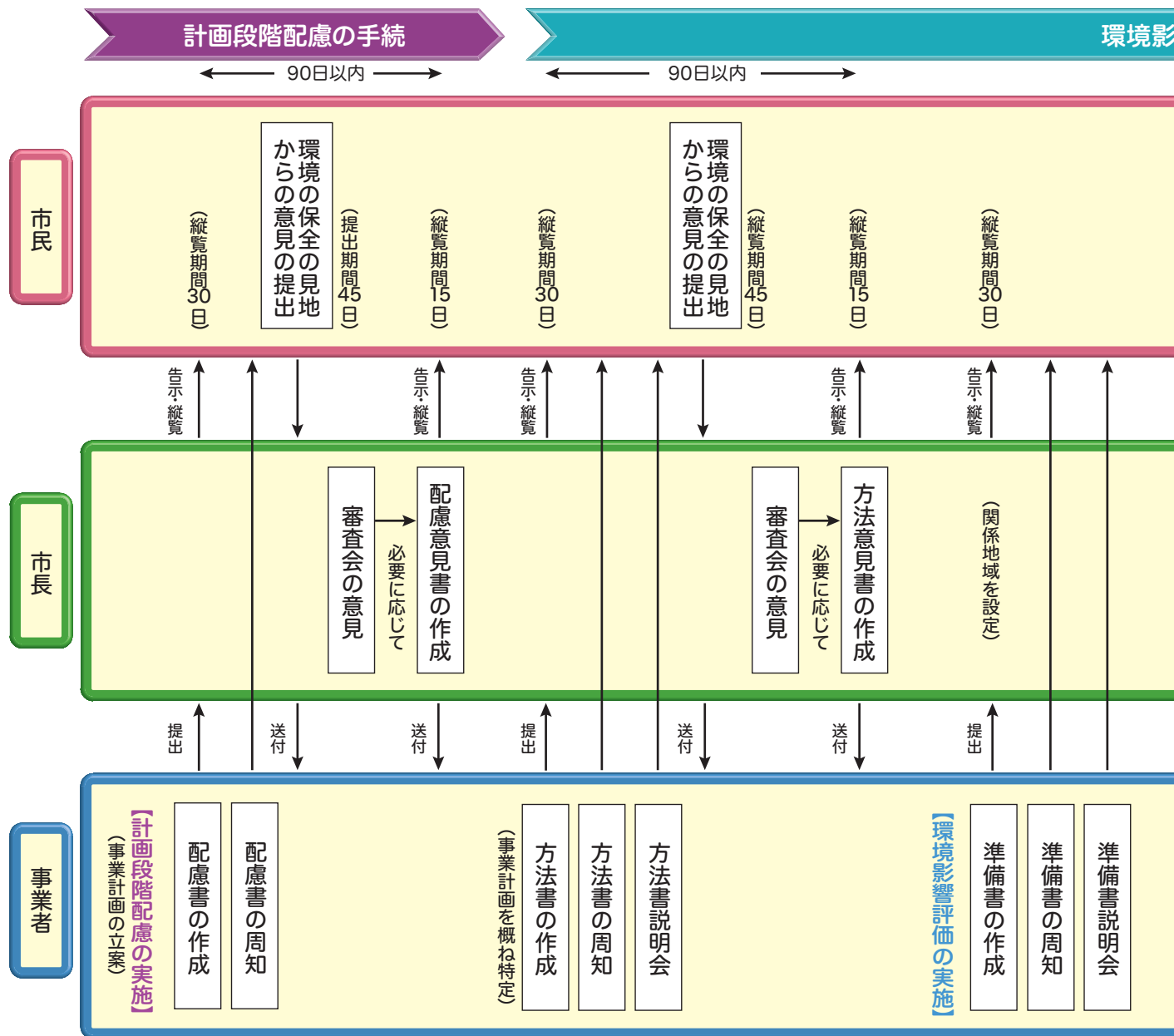
事業の種類により、新設以外に増設、改築等の更新事業についても手続の対象となる場合があります。

2 法では、この表に記載されている事業の他に、ダム、飛行場なども対象としています。

3 法欄の()は、第2種事業を示しています。

4 特定地域とは、都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域のことを指します。

手続の流れ



事業者が行う必要がある主な手続

① 図書の作成、提出

事業者は、手続の各段階において、事業実施による周辺への環境影響等を取りまとめた図書を作成し、市へ提出します。

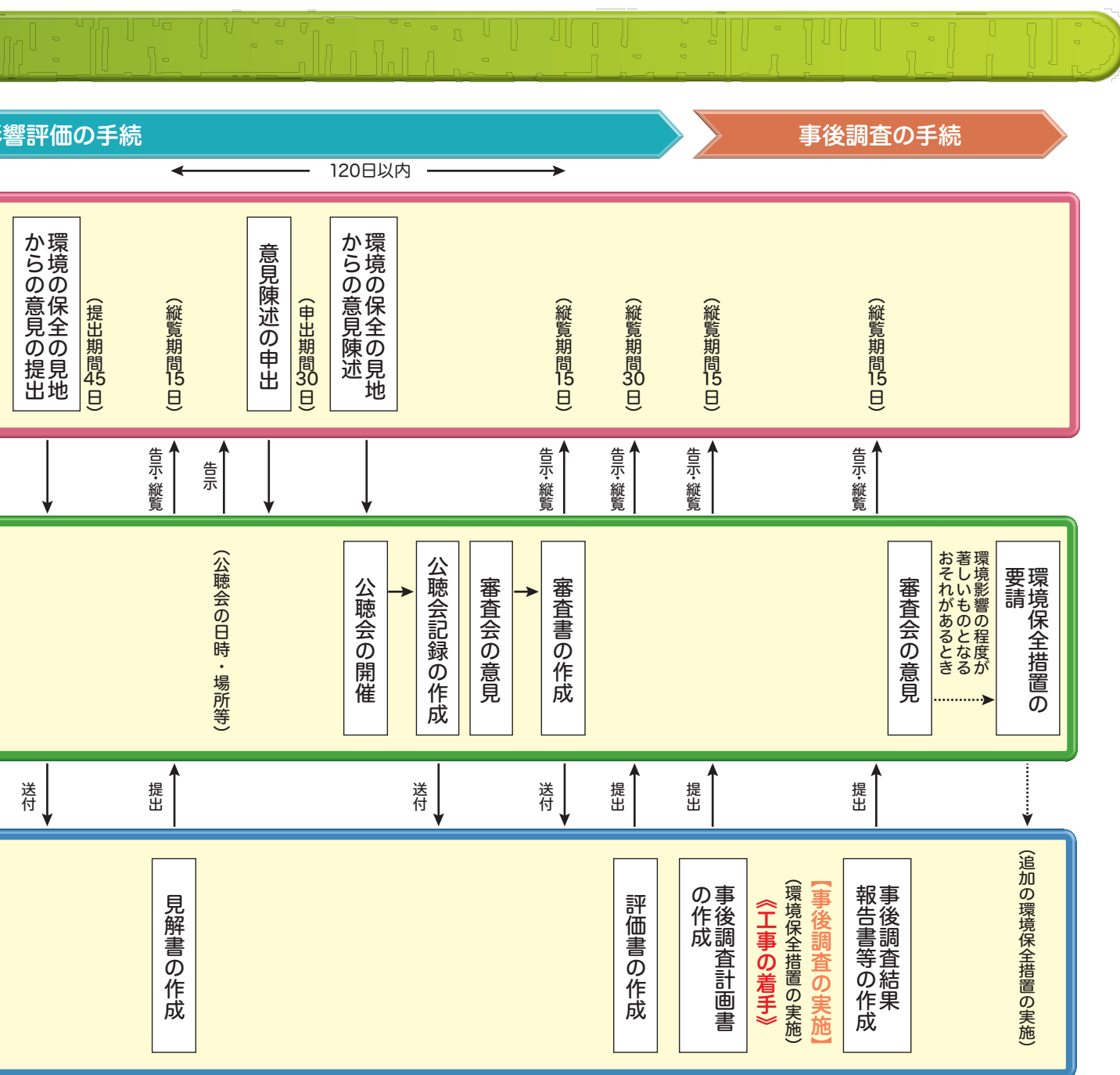
提出された図書は、市がその旨を告示し、市役所等で縦覧に供するとともにインターネット等で公表します。

② 関係者への周知

事業者は、配慮書、方法書、準備書を作成した時は、その内容を関係する地域の住民に対して周知しなければなりません。周知の手段には、事業者の事務所での閲覧、図書の概要を記載した印刷物の配布、新聞への掲載等があります。

③ 説明会の開催

方法書及び準備書については、図書の縦覧期間内において、その内容についての説明会を開催する必要があります。



市民が参加できる手続

① 意見の提出

市へ提出された図書（配慮書、方法書、準備書）に対して、環境の保全の見地からの意見を提出することができます。図書については、市役所や関係区の区役所などの他、市公式ウェブサイトにおいてもご覧いただけます。

② 説明会への参加

図書（方法書、準備書）の縦覧期間内に事業者により開催される説明会に参加し、事業者から直接、事業計画の内容や事業が周辺環境に与える影響についての説明を聞くことができます。

③ 公聴会での意見陳述

事業者から見解書が提出された段階において、市が見解書について環境の保全の見地からの意見を聴くために公聴会を開催します。陳述の申出を行うことで、公聴会において、見解書に対して環境の保全の見地からの意見を陳述することができます。

環境影響評価等の実施

事業者は、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査を実施し、対象事業が周辺の環境に及ぼす影響について把握し、必要な措置を検討しなければなりません。

計画段階配慮の実施

計画段階配慮は、対象事業に係る計画の立案等の早い段階において、必要な環境保全の方向性を明らかにすることにより、環境影響を低減することを目的としています。

●配慮書

位置・規模等の複数案について、事業の実施による環境影響を比較検討します。原則として、重大な影響のおそれがある環境要素等に限定し、比較的に簡易な手法を用いて調査、予測及び評価を実施します。

環境影響評価の実施

●方法書

事業特性、地域特性を踏まえた適切な環境影響評価が実施されるよう、準備書の作成のために実施する調査、予測及び評価の方法について取りまとめます。

事業者は方法書に対する市長意見及び市民意見を踏まえて、環境影響評価の方法を決定します。

●準備書

方法書で決定した方法に従って、対象事業の実施による環境影響について、調査、予測及び評価を実施し、その結果を取りまとめて準備書を作成します。事業者は調査及び予測の結果により、適切な環境保全のための措置を検討します。

●評価書

準備書に対する市長意見及び市民意見を踏まえて、準備書の内容を修正します。

事後調査の実施

事後調査は、事業の実施による環境影響を把握し、必要であれば環境保全措置を検討すること、予測、評価及び環境保全措置の妥当性を検証することを目的としています。

●事後調査計画書（工事中・供用開始後）

対象事業の工事中、存在・供用時の環境影響について、調査方法、調査地点等を取りまとめます。

●事後調査結果報告書（工事中・供用開始後）

事後調査計画書に基づき行った調査の結果を取りまとめます。工事が長期間に及ぶ場合や工事完了前に一部供用を開始する場合には、事後調査結果中間報告書を作成します。

環境影響評価等の対象とする環境要素の区分

名古屋市では、環境基本計画において4つの都市像を掲げており、当該計画の考え方に基づき、環境要素を以下のように体系化しています。

環境都市像	環境要素の区分	
健康安全都市	大気環境の保全	(1) 大気質 (2) 悪臭 (3) 風害
	騒音・振動対策の推進	(4) 騒音 (5) 振動 (6) 低周波音
	水環境の保全	(7) 水質・底質 (8) 地下水
	地盤環境の保全	(9) 土壌 (10) 地盤
	その他生活環境の保全	(11) 地形・地質 (12) 日照阻害 (13) 電波障害 (14) 地域分断 (15) 安全性
循環型都市	ごみ減量・リサイクルの推進	(16) 廃棄物等
自然共生都市	生物多様性の保全、緑の保全と創出	(17) 植物 (18) 動物 (19) 生態系 (20) 緑地
	健全な水循環の保全と再生	(21) 水循環
	良好な景観資源、 歴史的・文化的環境の保全と創出	(22) 景観 (23) 人と自然との触れ合いの活動の場 (24) 文化財
低炭素都市	低炭素なまちづくり	(25) 温室効果ガス等
	ヒートアイランド対策の推進	(26) ヒートアイランド現象



名古屋市環境影響評価審査会

名古屋市では、市長の附属機関として、学識経験者で組織された審査会を設置しています。審査会は、市長の求めに応じて、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査に関する技術的又は専門的事項について調査審議するとともに、市長に意見を述べます。

市民の皆さまへ

地域の環境を保全するためには、市民の皆さまから地域の環境に関する情報を提供していただくことが重要です。

より具体的な情報を事業者や市長が知ることによって、その地域での保全すべき場所、配慮すべき事項を検討することができます。

市民の皆さまには、この制度の目的を理解していただき、積極的に参加していただきますようお願いします。

事業者の皆さまへ

環境影響評価の対象となる大規模な事業は、周辺に大きな環境影響を及ぼす可能性があります。

事業者の皆さまには、この制度の目的を十分に理解していただき、手続を適切に実施するとともに、周辺住民の皆さまをはじめとした関係者の方々から事業実施に対する理解と協力が得られるよう積極的なコミュニケーションを行っていただきますようお願いします。

本市では、図書の内容や手続の詳細等を市公式ウェブサイトに掲載しています。また、メールマガジン「名古屋市環境アセスメント通信」を発行し、最新情報を随時お知らせしています。

名古屋市 環境アセス

検索

お問い合わせ先

名古屋市環境局地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-2697

e-mail : a2697@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

平成30年3月発行